

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第63号

還付金の手続き？

不審な電話に気をつけて！！

今年の9月以降、市町村役場や銀行の職員を名乗り、医療費や社会保険料の還付を口実に、高齢者宅に不審な電話がかかる事例が数多く発生しています。「還付金があるので手続きを」と言ってATMへ誘導して操作させ、お金を振り込ませる還付金詐欺と思われるので、注意が必要です。

【県内事例①】

「〇〇銀行本店」の職員を名乗る人物から、「還付金があるので手続きをしてほしい。店舗での取扱ではないので、近くのATMに行って欲しい」と言われた。

(70代男性)

【県内事例②】

市役所の職員を名乗る人物から「医療費の還付金について、書類を送っている。先月末が手続きの締切だったが、今なら銀行と直接やり取りができる。10分くらいしたら銀行から電話あるので待つように」と言われた。不審に思い、市役所に確認の電話をしたら、そのような事実は無かった。

(70代女性)

アドバイス



©KANAGAWA2013

1. 実在する部署を騙ったものから、実際には存在しない部署を名乗るものまで、手口は様々ですが、いずれも公的機関を名乗ることで相手を信用させ、お金をだまし取ることが目的とされます。
2. 公的機関や銀行の職員が還付金受け取りのために電話をすることはありません。
3. 電話でATMを操作させるのは詐欺の手口です。
4. 不審に感じたときは、すぐに警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）や消費生活センターにご相談ください。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999